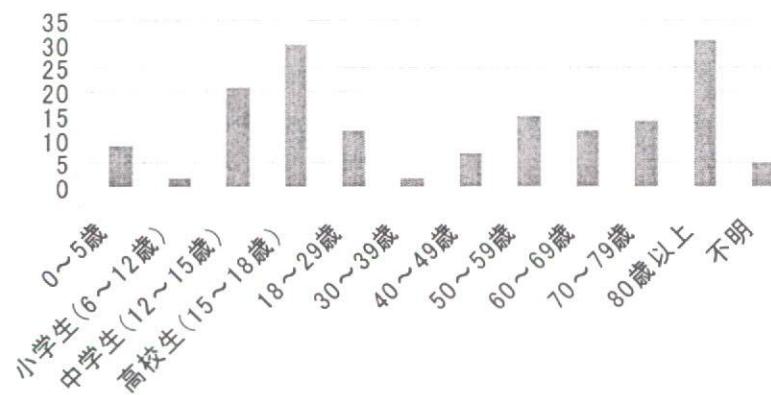


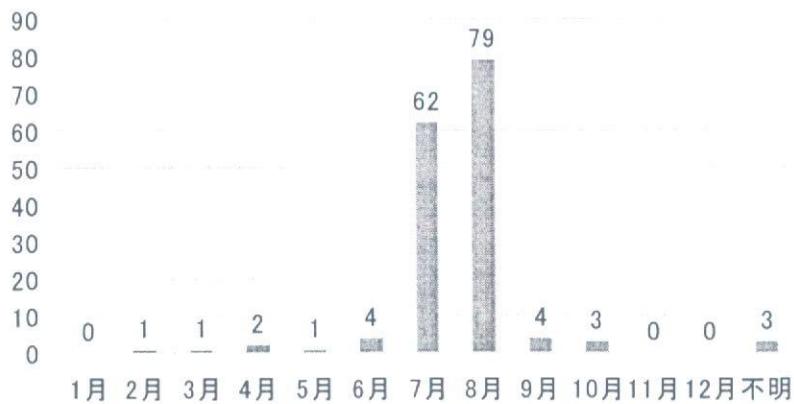
年齢(総数160人)



年齢	0 ~ 5 歳	小 学 生 (6 ~ 12 歳)	中 学 生 (12 ~ 15 歳)	高 校 生 (15 ~ 18 歳)	18 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 ~ 69 歳	70 ~ 79 歳	80 歳 以上	不明
	9	2	21	30	12	2	7	15	12	14	31	5

図表2 热中症による死亡事故の年齢別内訳

事故発生月(総数160人)



時期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明
	0	1	1	2	1	4	62	79	4	3	0	0	3

図表3 热中症による死亡事故の月別内訳

詳しい 種目	野球	柔道	ラグビ	サッカ	陸上(マ ラソン 含む)	登山	バスケ ットボ ール	剣道	相撲	ゴルフ
人 数 (人)	10	7	6	6	5	4	4	3	3	3
詳しい 種目	ハンド ボール	レスリ ング	ソフト ボール	卓球	応援	バレー ボール	バドミ ントン	体育祭 の練習	不明	
人 数 (人)	2	2	1	1	1	1	1	1	2	

図表4 スポーツ中・後の熱中症による死亡事故の種目別内訳

	発生要因	予防対策
1. 個の要因 (各人の身体的・心理的要因)	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良(体力の低下、体力不足) ・肥満の人 ・高齢者・年少者 ・「熱中症の危険性」に対する認識の欠如 ・食事・睡眠・あそび等の生活習慣の乱れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手自身のセルフチェックの普及 ・小・中・高でのメディカルチェックの実施 ・食事・睡眠・あそび等の生活習慣の改善
2. 方法の要因 (練習・トレーニング方法等の要因)	<ul style="list-style-type: none"> ・気温を考慮した適正な練習量(日数・時間) ・「休むことの大切さ」の指導・普及 ・「水分補給の大切さ」の指導・普及 ・過度な練習の抑制 ・間違った練習・トレーニング法の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温を考慮した適正な練習量(日数・時間) ・「休むことの大切さ」の指導・普及 ・「水分補給の大切さ」の指導・普及 ・過度な練習の抑制
3. 環境の要因 (各人をとりまく自然・社会・人工環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の暑さ(高温多湿) ・炎天下 ・コンクリート上など非常に熱くなるところ ・空調のない体育馆等 ・室内的温度管理の不徹底 ・不適切な服装 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での気温のチェック ・屋外では直射日光を避けて歩く ・屋内の温度管理 ・適切な服装(吸湿性や通気性の良い素材、光を吸収しない白系統の色)
4. 指導・管理の要因 (指導・管理者の資質、指導体制、規則、保護者の姿勢等)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の不在による管理責任 ・休憩のない、過剰な練習時間と、過密な練習内容 ・指導者の、熱中症予防に関する知識と意識の欠如 ・症状を自己申告した際の、「演技は通じない」「甘いりなど」という指導者や上級生の勝手な判断と、練習続行の命令 ・初期症状発症時の、仲間や指導者の対処の遅れ ・症状発症時の、指導者・学校医の不適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者なしリーダーの監督下での、練習^④ ・練習中のこまめな休憩と水分補給 ・練習後の水分・塩分補給 ・指導者への、熱中症予防の知識に関する徹底的な指導・教育の充実 ・体調の自己管理の徹底 ・指導者や上級生の、症状の自己申告を軽んじない姿勢 ・初期症状に対する、仲間や指導者のいち早い気づき ・指導者・学校医への、熱中症の症状に対する処置の指導

図表 5 スポーツ中・後の熱中症による死亡事故の発生要因

図表6 热中症事故判例

No.	裁判所	判決日	種類	結論	発生月日	場所	態様					傷病名	出典
1	東京高裁	S51.3.25	刑事	有罪	7月23日	グランド	高校	ラクビー	合宿中	反復してのダッシュ練習	3日目の練習開始1時間強後	日射病による死亡	判タ335
2	盛岡地裁	S60.2.21	民事	請求棄却	8月4日	グランド	高校	野球	合宿中	4~6kmのランニング	合宿初日練習開始1時間後	熱射病に原因する心不全死	判タ555
3	千葉地裁	H3.3.6	民事	請求認容	8月7日	相撲道場内	高校	相撲	合宿中	10番勝負などの練習	練習開始2時間30分後	急性心不全死	判時1407
	東京高裁	H6.10.26	民事	請求認容									判時1555
4	京都地裁	H4.6.26	民事	請求認容	8月27日	グランド	高校	サッカー	合宿中	ランニングを中心としたサッカーの練習	合宿2日目	横紋筋融解による急性腎不全死	判時1463
	大阪高裁	H6.6.29	民事	請求棄却									判時1517
5	徳島地裁	H5.6.25	民事	請求認容	8月9日	グランド	中学校	野球	夏休み練習中	ランニング、キャッチボール、フットワーク練習	練習開始2時間後	熱中症に起因する心不全死	判時1492
6	松山地裁 西条支部	H6.4.13	民事	請求認容	8月5日	体育館	高校	バスケットボール	夏休み練習中	ボールコントロールなどの練習	練習開始1時間後の休憩直後	急性心不全死	判タ856
7	水戸地裁 土浦支部	H6.12.27	民事	請求認容	10月26日	グランド	高校	野球	放課後練習中	1時間の練習後の200mダッシュ5本直後の400mダッシュ2~3本目中	練習開始後1時間45分頃	脱水症を契機とする急性心不全死	判タ885
8	静岡地裁 沼津支部	H7.4.19	民事	請求認容	8月12日	グランド	高校	ラクビー	夏季合宿	1時間の練習試合後休憩をしないままのランニングバス(65m*18)中	試合を含む練習開始2時間40分後	多臓器不全死	判時1553
9	福島地裁 会津若松支部	H9.1.13	民事	請求認容	8月10日	トタン屋根の柔道場	高校	柔道	夏季合宿	1日約6時間の打ち込み、乱取り	合宿3日目に症状出現	横紋筋融解症、急性腎不全死	判時1630
10	長崎地裁	H11.1.12	民事	請求棄却	8月21日	グランド	大学	空手	夏季合宿	おんぶダッシュを含む2.8kmのライニング中	練習開始35分後	熱射病、「(脳器質性精神病)」(後遺症)	訟務月報45-12
11	浦和地裁	H12.3.15	民事	請求認容	7月24日	山岳	高校	山岳部	夏山合宿	朝日岳(山形県)登山中初日からペース遅れがちであったところ、登山続行し、3日目には意識もうろうとなる	4日目間の登山の3日目	熱射病によるショック死	判時1732
12	横浜地裁 川崎支部	H14.9.30	刑事	有罪	8月21日	グランド	中学校	野球	夏休み練習中	2時間以上のノック及びゲーム形式ノックの練習後の約5Km走中	練習開始3時間15分後	多臓器不全死	下級審判例DB
13	神戸地方裁	H15.6.30	民事	請求認容	7月27日	グランド	中学校	ラクビー	夏季早朝練習	ランニングバス、キックダッシュ、3人組のヘッドダッシュタイムトライアル等の練習中	練習開始1時間30分後	多臓器不全死	下級審判例DB
14	佐賀地裁	H17.9.16	民事	請求認容	10月11日	グランド	高校	ラクビー	3日連続の練習試合	50分の練習試合2試合に参加後30分の練習中	50分の練習試合2試合に参加後30分の練習中	熱中症死	下級審判例DB
15	大分地裁	H20.3.31	民事	請求認容	8月23日	体育館	高校	バスケット	下記練習中	午前3時間、午後4時間の練習の終わり頃		熱中症、心的外傷に起因する解離性健忘	判時2025

注)認容は、一部認容を含む。出典の「判タ」は「判例タイムズ」、「判時」は「判例時報」、「下級審判例DB」は最高裁が運営するHP上の「下級審判例データベース」である。

図表7 热中症についての判決

2009/4/7
弁護士 望月浩一郎

判決年月日	2007(H19)年9月26日	2006(H18)年12月14日
裁判所	名古屋地裁一宮支部	福岡高裁
発症年月日	2004(H16)年7月27日	2003(H15)年8月8日
気象条件	午前9時:気温29.6°C、湿度61%、正午:気温31.5°C、湿度58%	天候曇り、午後2~5時の気温25~25.9°C。湿度は88~91%。風速は6.4~7.5m/s。本件相撲場の窓や扉は開放。
年齢/性別	中2 男	高2 男
活動内容	ハンドボール部男子女子合同の夏期練習中	福岡県教育委員会及び福岡県高等学校体育連盟が主催した合宿に参加中
発生場所	グランド	プレハブ造りの相撲場
発生時の態様	午前8時半練習開始。開始直後の約20分の間に3kmを走り、その後ストレッチ。その後には、フットワークステップ(腰を落として移動するゴリラステップなどを含む)を行い、その後、午前11時台に30分間走、40mダッシュを行った。30分間走の開始直前に2名、30分間走の途中から3名、40mダッシュ前に1名、40mダッシュ途中から1名の合計男子部員18名中4名、女子部員14名中3名が練習から離脱。40mダッシュ7本目の後意識を失い、病院に搬送された(午後0時過ぎ)が、約1か月後、熱射病を原因とする多臓器不全で死亡。	午後2時ころ練習開始。準備運動、四股、すり足を行い、同日午後2時45分ころ、実践練習を始め、他の相撲部員らと勝ち残りを15番。午後4時45分頃他の相撲部員らと申し合いを10番。10分の中斷後、大学生を相手にぶつかり稽古を10回行った。相撲場にはスポーツ飲料等が入ったペットボトルや水を入れたばけつが用意されていた。呼吸を荒くし、「頭がぐらくらする。」と不調を訴えた。その後休憩させていたが、意識がもうろうとしたので午後5時30分頃119番通報。病院に到着したとき、意識障害あり、血圧は低く、体温は39.4°C、全身を震わせるようないれん。熱中症の疑いがあると診断。午後8時15分に九州医療センターに転院。体温は40°C以上あり、著明な発汗、意識障害、呼吸不全、急性腎不全及び肝障害等も認められた。発症の経緯から熱中症が考えられるが熱中症以外の可能性も否定できないと診断、午後11時2分死亡。
特徴	身長:176.6cm 体重:86.2kg BMI:27.6 真面目で手抜きをすることができない性格	
判示	<p>① 31°C以上の暑熱環境下の激しい運動であっても、暑熱馴化、休憩のとり方、水分補給、運動に参加している者の個人条件などに十分に配慮すれば熱中症を予防することは可能であり、暑熱環境下の激しい運動であったというだけでは常に過失が認定されるとはいえない。</p> <p>② 本件では、暑熱馴化や参加者の個人条件への配慮という点においても不十分な点が認められる。</p> <p>③ 中学生の、自己の体調管理に対する能力の未成熟さを考慮すれば、自らの体調に対する管理を生徒に一任すること自体に問題があるといえるし、生徒の性格によっては常に教師に自由に休憩や給水を申し出しができるとも限らないのであるから、休憩や給水の申し出を可能としていたことをもって、十分な予防措置を講じたとはいえない。</p>	<p>① 本件事故当日の稽古内容がそれまでの合宿等と比較して負担の大きなものであったものでない、他の合宿参加者が体調不良を訴えたこともない、本件稽古時の気候が熱中症の「警戒」レベルであったとしても、稽古をしていた時間帯に気温が急に上昇した事実もなく、また、当日の気温は8月としては比較的低かったうえ、台風の影響で強い風が吹いていたことからすれば、稽古を続けたこと自体には過失なし。</p> <p>② 本件相撲場の各所にスポーツ飲料や水を配置し、いつでも飲めるようにし、現に一郎を含む生徒達は自由にこれを飲んでいた。当時17歳の高校生だったのであり、自らの判断で休息をとり、水分を補給することも可能。</p> <p>③ 気分不良後救急車を呼ぶまでの間に熱中症を発症していることを前提とした措置は講じられていないが、医療機関においてすら熱中症であるとの確定診断ができていないので過失なし。</p>
結論	○ 過失相殺無	×

図表7 热中症についての判決

2009/4/7
弁護士 望月浩一郎

判決年月日	2005(H17)年9月16日	2003(H15)年10月6日
裁判所	佐賀地裁	福岡地裁
発症年月日	1999(H11)年10月9日	1999(H11)年7月28日
気象条件	薄曇り一時晴れ、日照時間は正午～午後3時まで2.7時間。午後0時28.9°C、57%、4.5m/s、午後2時で、摂氏30.4°C、55%、4.8m/s。	
年齢/性別	高3 男	高1 男
活動内容	練習試合後のアフター練習中	高校の野球部の練習でグランドをランニング中
発生場所	グランド	グランド
発生時の態様	レギュラーフッカーであった被災者は、午前11時20分から同50分までの間に試合準備の練習、正午から午後0時30分までと午後1時20分から午後1時50分までの間にそれぞれ行われた25分ハーフの2試合に出場し、試合終了後の練習(スローイン、モール、200mダッシュ2本(罰走))に参加した。午後2時20分ころの本件アフター練習が終了した直後に、両足のふくらはぎがつると訴え、次第に過呼吸(過換気)と意識レベルの低下という症状を呈するようになったため、アイシングを開始し、午後2時25分ころ119番通報し、午後2時45分ころ病院へ搬送された。救急車到着時には、意識状態がジャパン・コーマ・スケール(JCS)にてGrade<3>-100(刺激をしても覚醒しないが、痛み刺激を払いのけるような動作をする。)、呼吸48回、発汗大、瞳孔両側6ミリメートル、対光反射なし、体温39.9度。翌日午前3時10分ころ死亡。	午前中、高校の野球部の練習でグランドをランニング中、気分を悪くし意識を失い、救急車で被告病院に搬送された。搬送時の亡一郎の体温は39.9°C。午後0時25分、救急外来で輸液ヴィーンD500ml、ヴィーンF500mlを投与。午後2時ころ入院。体温は39.9°C、GOTは47、GPTは65、血小板数は33万8000。脱水・熱中症と診断し、氷のうと氷枕によるクーリング開始。午後3時30分、体温は40.4°Cに上昇。夕方ころから意識を回復した。午後6時から翌29日午前0時まで39°C以上の高熱が続き、午前2時37.5°C、午前6時37.0°Cというように体温は下降。午前10時意識があり、質問に答えることができた。その後対応再上昇。GOTは395、GPTは381と肝機能は増悪傾向にあり、血小板数は3万1000。午後4時39.6°Cに上昇し、GOTは1万4260、GPTは1万3580となり、血小板数も4万1000になった。8月12日、熱射病による多臓器不全(急性腎不全、播種性血管内凝固症候群、肝腫大、肝壊死)のため死亡。
特徴	身長170cm、体重100kg 我慢強い無口な性格	
判示	<p>① 気象条件、本件アフター練習開始前の練習量、被災者の体型(肥満体型)などの他、本件アフター練習中における被災者のスローインの際の緩慢プレー、熱中症発症後の容態の急変ぶりなどからすると、アフター練習(練習時間はわずか20分間である。)開始の時点において、既に熱射病の前駆症状ともいるべき熱疲労の症状に陥っていた。</p> <p>② 監督が本件アフター練習を開始する前に体調確認(メディカルチェック)をしたり、十分な休憩をとった節は窺えず、熱中症発症については十分な監視を怠ったまま、本件アフター練習を命じた。</p> <p>③ アフター練習中においては、被災者のスローインの際の緩慢プレーを、技量の不足、単なる疲労又は練習に対する意欲の低下によるものと判断して、さらに、約200mのランニングを2回命じた過失肯定。</p>	<p>① 热射病は緊急措置が必要であり、直ちに身体の冷却などの処置を開始しなければ、器官の不可逆性損傷をきたし死に至ること、素早い体温低下が救命の鍵であり、病院に搬送された時点又はその直後にはクーリングを開始すべき注意義務があった。</p> <p>② 病院は、搬送された後、着衣を脱がせ、体を拭き、血圧、体温、脈拍などのバイタルサインの検査を実施し、血液検査、心電図、レントゲン撮影等を行ったのみで、熱射病の患者に対する処置としてその時間帯における最も重要な処置であるクーリングを開始しなかったのであるから、同病院が搬送時点又はその直後にクーリングを行うべき注意義務に違反した。</p> <p>③ クーリングを行ったが、高体温が続き、その効果が上がっていかなかったにもかかわらず、蒸発法や冷却輸液使用方法などを行わなかつたのであるから、適切なクーリングを行う注意義務にも違反。</p>
結論	○ 過失相殺無 控訴後和解	○ 過失相殺無 医療過誤

図表7 热中症についての判決

2009/4/7
弁護士 望月浩一郎

判決年月日	2003(H15)年6月30日	2002(H14)年9月30日
裁判所	神戸地裁	横浜地裁川崎支部
発症年月日	1999(H11)年7月27日	2000(H12)年8月21日
気象条件	川西市消防本部計測の午前7時台の気象条件は、平均気温27.2°C、相対湿度73.8%、午前8時台が28.4°C、65.4%、午前9時台が29.8°C、54.7%	
年齢/性別	中1 男	中1 男
活動内容	ラクビー部の夏期早朝練習	高校の野球部の練習で河川敷をランニング中
発生場所	グランド	グランド
発生時の態様	①午前6時40分から午前8時の練習で、被災者は意識が朦朧とした状態となった。練習は、ランニングパス3人組4本半、キックダッシュ2本、ランニングパス5本半、キックダッシュ1本(罰走)、3人組のヘッドダッシュタイムトライアル、5人組のヘッドダッシュタイムトライアル、キックダッシュ(罰走)。②午前8時前には、被災者は立たない状態となり、休憩させたが回復せず、午前8時40分過ぎ保健室に連れて行ったところ、他の教諭の指示で119番通報。③午前9時19分、救急車によって川西市内の協立病院に到着し、さらに、午前10時8分大阪府立千里救命救急センターに搬送され、午前10時27分同センターに到着。翌28日午後6時41分、同センターにおいて、熱射病による多臓器不全により死亡。④顧問教諭は業務上過失致死容疑で略式起訴され、罰金50万円の略式命令が確定。	2時間以上にわたるノック及びゲーム形式ノックの練習中に休憩時間を設けず、同練習終了後に約5分間の給水休憩を取らせただけで、同日午前10時50分ころから、約5,089mの持久走を実施させた。被災者は、持久走途中の同日午前11時15~20分ころ、スタート地点から約3,440m地点において、ふらついて転倒。後輩部員の肩を借りるなどして走り続けて同日午前11時25~30分ころにスタート地点から約4,028m地点において意識を失って転倒。指導教諭は、先を走っていたため午前11時35分ころになって初めて熱中症に罹患したことを知り、同人の転倒地点に赴いて病状を確認し、同日午前11時50分ころ救急通報するなどの処置を執ったが、同人の熱中症の病状は回復せず、よって同日午後8時41分ころ熱中症に起因する多臓器不全による出血性ショックにより死亡させた。
特徴	身長155cm 体重65kg やや肥満体質	太り気味で体力がない
判示	事故当日は、熱中症の発生を注意もしくは警戒すべき気象状況にあったこと、被災者は、遅くとも午前7時30分ころには通常人であれば容態が悪いことを容易に認識できるほど明らかに異常な兆候を示しており、熱中症を発症しているおそれを十分に予見ないし認識できたはずであった。顧問教諭は、熱中症に対する適切な措置を講じず、仮病を使って練習を怠けているものと頭から決めてかかり、ぐったりとなっている被災者に対し、「しんどいふりしてもあかんぞ。」「通用せんぞ。」「何でやろうとせんのや。」「14年間でこんなやつ見たことないぞ。」「演技は通用せん。」「ちゃんとせいよ。」などと筋違いな叱責、非難を繰り返し、介抱を見学者に委ねたまま放置し、午前8時40分過ぎに至ってようやく被災者の容態に不安を感じ、保健室に運んだのであって、あまりにも無思慮かつ軽率であって、過失が認められる。	高温多湿の晴天で、ほとんど日陰がなく、真夏の炎天下に10日間の休暇後初めて練習を実施するのであるから、練習中は適宜休憩を取らせ、数回に分けて十分に水分補給させるとともに、激しい運動を避け、練習再開初日で暑さになれていない部員が熱中症等に罹患すること未然に防止すべきはもとより、持久走のごとき熱負荷の大きい運動をさせる場合には、熱中症に罹患しやすい太り気味で体力がない部員の健康状態に特に気を配り、部員に熱中症の症状が現れた場合に、直ちに運動を中止させて体温を下げるなどするために水、救急箱、携帯電話等を持って集団の後方から監視するなど迅速かつ適切な救護措置を講じられる態勢で部員を指導監督し、その健康保持に留意すべき業務上の注意義務があつたのに、これを怠つた。
結論	○ 過失相殺無	○(有罪)

図表7 热中症についての判決

2009/4/7

弁護士 望月浩一郎

判決年月日	2000(H12)年3月15日	1999(H11)年1月12日
裁判所	浦和地裁	長崎地裁
発症年月日	1994(H6)年7月24日	1985(S60)年8月21日
気象条件	7月下旬の猛暑の中	正午が気温31.2度、風速1m/s、午後3時が気温30.1度、風速2m/s
年齢/性別	高2 男	大1 男
活動内容	高校山岳部の磐梯朝日国立公園朝日連峰を縦走する夏山登山合宿登山中	空手部の夏季合宿の1日目のランニングなどの練習中
発生場所	山	グランド
発生時の 態様	本件登山は7月下旬の猛暑の中で実施されたものであり、登山開始初日から部員の一部に疲労が目立ち、当初の予定よりも大幅に遅れていたことからすれば、本件登山活動中は部員が熱射病などの熱中症に罹患しやすい条件下にあった。被災者は、部員の中でも特に顕著な疲労を見せていました。このような状況下においては、発熱など何らかの異常が認められた場合には、直ちに熱中症を疑うべき状態にあった。被災者は、7月23日には大朝日岳山頂から下山を開始してまもなく他の部員からペースが遅れ始め、中ツル尾根の下山途中において歩行が極端に遅くなつた上、ついにはうわ言を発して意識障害を生ずるに至り、38度以上の高熱を発した。24日午前5時50分頃下山を開始したが、10分も歩かず歩行困難となり、午後2時15分ころ、ヘリコプターに収容されて朝日町立病院に搬送され、同病院に入院し診察治療を受けたが、午後3時20分、熱射病によるショック死となつ	午後2時35分から練習をした。おんぶダッショ(二人一組となり約90mのコースを行きと帰りで交代)五往復。350mインターバルを兼ねてジョギング。午後3時ころに軽いインターバルをとった後、65段の登り階段(高低差約13m)を含む一周約250mのコースでのダッシュとインターバル10周、片足跳びで階段登りを左右2回づつ、2人一組となり手押し車で階段登りを各自2回。5~600mジョギング、懸垂10回3セット、40mの「アヒル」。この練習中1人が熱中症で死亡。原告も午後4時44分ころ、柔軟体操や空突きをしていたところで足のしびれを訴え、休んでいたが大量の水を吐いたため、病院に搬送した。 一命はとりとめたが、「器質性脳障害(脳器質性精神病)」と診断され、国民年金法に基づく障害等級の二級(一六号)の障害を残した。
特徴		
判示	教諭らは、遅くともこの時点で、直ちに一郎を安静にして冷却措置などの応急措置をとるとともに、同人を一刻も早く医療機関に搬送するための措置をとるべき注意義務を負っていたというべきである。ところが、被告教諭らは、現場で数時間冷却措置を行ったにとどまり、教諭が医師の判断を仰ぐために一旦はナチュラリストの家に向けて出発するも、これを断念して引き返し、結局医療機関に搬送するための措置をとらなかつたのであって、さらにはその後被災者に対する冷却措置などの応急措置も十分でないまま、翌24日朝までほとんど何らの効果的な措置をとらなかつたのであるから、教諭らは注意義務に違反した。	本来最も慎重に配慮すべき初日の午後にいきなりランニングやおんぶダッシュ、ダッシュ、片足跳び、手押し車、懸垂、アヒル等の特に体力を消耗するトレーニングを行う計画を立て、午後二時三五分以降の炎天下の中で飲料水を準備することもなく、これを実践した(もっとも、原告はこのうち片足跳びと手押し車は行っておらず、アヒルについても行ったか否か明らかではない。)上、渡辺に引き続いて大野が病院に運ばれることになった時点以降もトレーニングを中止することなく、当初の計画どおりトレーニングを続行し、その結果原告が動けなくなつて座り込んでから二五分ほど休んだだけで、十分な休息を取らせることもなく、トレーニングを再開するのを許し、被告田中においても、被告太田が大野を中村医院へ搬送するためトレーニングの現場を離れた後もなお当初の計画どおりトレーニングを続行し、原告がこれに参加するのを放置した。
結論	○ 過失相殺無	×(消滅時効期間経過)

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	19880730							
発症日時	1988年7月30日	気温						
発生場所	愛媛県新居浜市							
氏名	阿倍智美	性別	女	年齢	16			
学校	新居浜市立新居浜商業高校	学年	1年生					
部活	バスケットボール部							
病名	急性心不全							
概要	公立高校生徒のバスケットボールのクラブ活動の練習中に、熱中症からの急性心不全により死亡した事故							
詳細	<p>智美は、7月30日から8月4日の間、神戸市で開催されたインターハイに参加し、いったん今治市の自宅に帰り休息し、翌5日午後2時から新居浜高の部活に参加した。特に厳しい訓練が行われ、智美はまもなくドリブルの練習中指導担当の教諭にたたかれて倒れた。普段では見られない状態で急に膝を折って床にうずくまり、意識がもうろうとし、目は疲れてうつろな状態になっていた。そこで教諭は「しっかりせんか」と言って智美を引っ張り上げて立たせたうえ、両頬を二回ひっぱたいたが、それでも意識ははっきりせず、さらに<u>カップ一杯の冷水をあたまから浴びせ両頬をたたいたところ</u>、ようやく意識が回復したので予定より早く全員を休憩させた。その後、練習を再開させたその後も嘔吐をし「しんどい」と訴えたが、<u>教諭は智美に水をかけ、介抱しようとする他の部員を妨げ</u>、智美の練習への参加継続を余儀なくさせ、ついには智美が椅子をもったまま倒れて、手足が冷たくなっているのを放置した。</p> <p>練習終了後、智美は足ががくがくして着替えもできず、声をかける部員たちの識別もできず歩行困難な状態となっていたが、教諭はこれに対してなんら適切な措置を講じなかった。部活動終了後、友人に支えられてタクシーで下宿に戻ったが、目を閉じた状態となり、下宿の管理者が手配した救急車により病院に搬送されたが、同日午後10時45分に急性心不全のために死亡した。</p>							
特記事項								
データベース	判例大系 ヨミダス文書館	検索日	2008年11月22日（土）					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	判例ID 27825768 損害賠償請求事件 松山地裁西条支部昭六三（ワ） 第158号 読売新聞 1999年8月17日 大阪朝刊							

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	19900812						
発症日時	1990年8月12日		気温	23.4			
発生場所	長野県菅平高原						
氏名	藤井清二	性別	男	年齢	17		
学校	沼津学園桐陽高等学校		学年	二年生			
部活	ラグビー部						
病名	熱中症による多臓器不全						
概要	高等学校のラグビー部の夏季合同合宿中、熱中症で死亡した事故						
詳細	<p>清二は合宿以前にアキレス腱炎のため治療を受けていたが治らず、練習中走ることができなかつたことから、練習試合以外はスクランブルだけで走らず、筋力トレーニングをしたり、足を冷やすなどしていたが、最終日の練習試合には出場した。</p> <p>練習試合に桐陽高校が負けたため、腹を立てて部員らに対し監督は、練習の中でも激しいとされる生タックルの練習をさせたうえ片道 65 メートルのランニングパスの練習を 45 分から 1 時間の間繰り返し行わせた。清二は他の部員といっしょにランニングパスを少なくとも 15 回は行ったが、アキレス腱の痛みのため、充分な走りが出来なかつた。しかし、監督は「藤井が走っていないからもう一度やれ」と叱責し、清二に対し、更にランニングパスを続行するようにすすめた。倒れた清二に対し周りに「甘えるから起こさなくてよい」と言い、清二はふらふら立ち上がったが再び転倒した。清二の「もう走れない」の言葉に対し、監督は「走れないなら部活をやめろ」と叱責した。他の部員の「がんばれ」の声に清二は立ち上がったが、再び倒れたところを、襟を掴んで走らせた。その後、呼吸が荒く舌を巻きだしたので病院へ搬送されたが、2:14 分多臓器不全にて死亡した。<u>事件当日、朝8時から事故の発生まで水を一滴も飲ませていなかった。同部においては、練習の最中に監督の許可なしに水を飲むことは禁止されていた。</u></p>						
特記事項							
データベース	判例大系 聞蔵	検索日	2008年11月22日（土）				
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>判例 ID27828842 平成7年4月19日静岡地裁沼津支部判決平成3年 (ワ)代164号</p> <p>朝日新聞 1995年4月20日 朝刊 静岡</p>						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	19940810						
発症日時	1994年8月10日	気温					
発生場所	福島県会津若松市						
氏名	成田直行	性別	男	年齢	16		
学校	福島県立会津高校	学年	2年生				
部活	柔道部						
病名	横紋筋融解症とそれによる急性腎不全						
概要	県立高校の柔道部部長が、夏季合宿練習中に横紋筋融解症を発祥して死亡した事故						
詳細	<p>早朝ランニングの際、約2.5キロ走って倒れ、病院に運ばれ入院していたが翌日死亡した。顧問教諭は生徒らに黒砂糖湯を与えるだけで、水分、塩分を十分に補給させない誤った指導方法、むしろできるだけ補給しないような黙示的な指導がうかがわれるとして熱中症などを発生させないよう注意すべき義務を怠ったという判決。</p> <p>黒砂糖湯とは、沸かした湯に黒砂糖を溶かしたもので、教諭がかつて恩師から教えられて疲労回復等に良いと考え、合宿の手伝いにきていた生徒の母親に対し用意するように指示したものである。合宿1日目終了後、教諭は「水をがぶ飲みしないよう」注意し、また、同日夕食時に「水をがぶ飲みしたもの、手を挙げろ」と指導していたことなどから、練習中にはできるだけ水分を補給しないように黙示的な指導がなされていたことが窺われる。</p>						
特記事項							
データベース	蔵書 判例大系	検索日	2008年11月22日（土）				
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>朝日新聞 1997年1月14日 朝刊 福島</p> <p>朝日新聞 1997年1月14日 朝刊</p> <p>朝日新聞 1997年10月28日 福島</p> <p>判例 ID28030811 平成9年1月13日福島地裁会津若松支部判決平成7年（ワ）第64号</p>						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	19950818							
発症日時	1995年8月18日	気温	35.5					
発生場所	山梨県西八代郡市川大門町							
氏名	赤池正也	性別	男	年齢	15			
学校	県立市川高校	学年	1年生					
部活	サッカーチーム							
病名	熱中症による多臓器不全							
概要	サッカーチームの部活動で部員8人とともにグラウンドを走っていたところ約一時間後に突然倒れ病院に運ばれたが死亡した事故							
詳細	<p>関係者の話によると、赤池君は17日、サッカーチームの練習を無断で休んだ。その夜、先輩から電話で「明日は必ず練習に参加するように」と言われたという。同部では、無断で練習を休むと罰としてグラウンドを走ることになっていた。顧問の教師もそれを認めていた。<u>休憩時間やゲームの選手交代などに、水を飲むことはあった。だが、「練習で走っている間は水は飲まない」というのが、部の中の不文律だったという。</u></p> <p>赤池君は18日13時半から、練習を休んだ他の一年生部員7人とともに走り始めた。気温35度以上。一度へばって木陰に座り込んだ。二年生から「ちゃんと走れ」という声が飛んだ。赤池君は立ち上がって、再び走り始めた。</p> <p>ランニング開始から一時間ほどたったところで倒れ、救急車で近くの病院へ運ばれた。混濁する意識の中で、<u>赤池君は「のどが渴いた」「先生、水を飲ませてください」と訴えていた</u>という。それから三日後、亡くなった。</p> <p><u>遺族は「真夏の午後に水も飲ませないで走らせるなんて…。学校には事前に暑さ対策について指導してほしかった」と嘆いた。</u></p>							
特記事項								
データベース	1. 聞蔵	検索日	2008年11月22日（土）					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	朝日新聞 1995年9月9日 朝刊 山梨	朝日新聞 1995年8月22日 朝刊 山梨						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 热中症事例報告書

番号	19980818						
発症日時	1998年8月18日		気温	29.3			
発生場所	奈良県天理市						
氏名	森下隆哲	性別	男	年齢	14		
学校	奈良市立都南中学校		学年	二年生			
部活	柔道部						
病名	熱中症による多臓器不全						
概要	柔道の合同練習中の乱取り中に意識不明になり、熱中症による多臓器不全で翌日に死亡した事例						
詳細	県警の調べでは、事故は8月18日午前10時40分ごろ天理中の練習中に起き、都南中の顧問二人は、生徒の健康状態を管理する責任があったのに、「しんどい」と体の不調を訴えていた隆哲に練習を続けさせた上、乱取りの練習中に倒れこんだ隆哲のしりをけったとされ、涼しい場所で休ませたがそのまま意識を失ったという。						
特記事項							
データベース	ヨミダス文書館 毎日 News パック	検索日	2008年11月22日（土）				
関連記事 (可能な限りすべて記載)	読売新聞 1999年7月17日大阪 朝刊 1999年6月15日大阪 朝刊 1998年8月20日大阪 朝刊 每日新聞 1998年12月10日大阪 地方 1998年8月24日大阪 地方 1998年8月22日大阪 地方						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	19990727						
発症日時	1999年7月27日		気温				
発生場所	兵庫県川西市松ヶ丘町						
氏名	宮脇健斗	性別	男	年齢	13		
学校	市立川西中学校		学年	1年生			
部活	ラグビー部						
病名	熱中症による多臓器不全						
概要	ラグビー部の練習中に突然倒れ病院に搬送後死亡した事例						
詳細	<p>早朝練習は7月27日午前6時半から始まった。健斗は練習中に「足がひきつる」「しんどい」などと体調不良を訴えていたが、クラブの顧問の男性教諭は「わしには演技は通用せんのや」として適切な処置をしなかった。</p> <p>健斗の様子を部員の一人が「目が変かと思った」と説明し、八時過ぎには、同じグラウンドにいた生徒らが「ラグビー部員が『こいつ死ぬぞ』と言っていた」「顔面そう白で白目。先生（顧問教諭）は練習に集中しており、やばいと思った」と証言。同時刻ごろ、心配した別のクラブの部員が教諭に『みてあげてください』と声をかけたが、「芝居している」と取り合ってもらえなかった。</p> <p>同7時半ごろ、健斗君は突然倒れ、息を吐く際に「あー」「うー」とうめくような声をあげていたが、病院には搬送せず、そのままグラウンド内の見学場所で休息。しかし、回復しなかったため、同9時ごろ119番通報し、市内の病院に搬送。その後、治療を受けたが28日午後6時40分過ぎ、亡くなった。学校側は「『演技は通用せん』とする顧問教諭の発言については、健斗君を激励する意味で言ったと認識している」と説明したが、校長は「指導者がいながら適切な救急対応ができなかつたこと」について、深々と頭を下げ陳謝した。</p>						
特記事項							
データベース	聞蔵 日経テレコン21 産経新聞 ヨミダス文書館 毎日Newsパック	検索日	2008年11月22日（土）				
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>産経新聞 1999年9月5日 大阪朝刊 社会面</p> <p>産経新聞 2000年2月19日 大阪夕刊 夕社会</p> <p>日本経済新聞 1999年9月6日 大阪朝刊</p> <p>読売新聞 2000年12月22日 大阪朝刊 2000年2月19日 大阪夕刊</p> <p>毎日新聞 2000年2月1日 大阪夕刊 1999年10月23日 大阪朝刊 1999年7月29日 大阪夕刊</p>						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 热中症事例報告書

番号	20020831							
発症日時	2002年8月30日 16時40分		気温	35.2℃				
発生場所	群馬県明和町							
氏名	中田徹	性別	男	年齢	17			
学校	県立館林商工高	学年	2年生					
部活	剣道部							
病名	熱中症による脱水症の急性循環不全							
概要	剣道部の練習中に意識を失って倒れた。教諭は適切な措置を取らず、約2時間後、搬送先の病院で亡くなった。							
詳細	<p>中田君は8月に入つてかぜで体調を崩し、部活動を数回休んでいた。練習は午前9時はじまり、11時すぎから中田君がフラフラし始めた。教諭は事情を知っていたのに、自分と一対一で激しい練習をさせた。</p> <p>当時、明和町の隣の館林でみても正午ごろの気温は32.4度。同高等によると広さ約400平方メートルの格技場で扇風機を4台動かしていた。この時、中田君は練習中に数回倒れており、<u>教諭から外にある水のみ場に顔を洗いにゆくよう指示され、向おうとして倒れた</u>という。その後、教諭が約2時間、胴着を脱がせて手当てをしたが、中田君の容体は好転せず、呼びかけに応じなくなった。午後2時ごろ、救急車を呼び、館林市内の病院に運んだが、熱射病による急性循環不全で午後8時ごろ死亡した。</p>							
特記事項								
データベース	1. ヨミダス文書館 2. 聞蔵	検索日	2008年11月22日（土）					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>読売新聞 2002年9月1日 東京朝刊 32ページ</p> <p>読売新聞 2002年11月23日 東京朝刊 群馬西 32ページ</p> <p>2003年9月2日 東京朝刊 群馬西 32ページ</p> <p>朝日新聞 2002年11月23日 東京朝刊 群馬1 31ページ</p> <p>2003年9月2日 東京朝刊 群馬1 31ページ</p>							

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	20030818							
発症日時	2003年8月18日15時20分		気温	21.3℃				
発生場所	宮城県仙台市							
氏名	立花基幹	性別	男	年齢	12			
学校	東北学院中	学年	1年生					
部活	バスケットボール部							
病名	熱中症による多臓器不全							
概要	部活動中に意識を失って倒れた。教諭は適切な措置を取らず、約30分後に搬送、3日目に多臓器不全で死亡した。							
詳細	<p>18日午後、同校体育館で部活動中の午後3時20分ごろに、「気分が悪い」といって水を飲んだが吐き出し、しゃがみこんで昏睡状態に陥った。</p> <p>練習には顧問の男性教諭が立ち会ったが、生徒を休ませただけで救急車を呼ぶことはしなかった。</p> <p>体調悪化から約30分後に駆けつけた母親が生徒を車で病院に搬送したが、その後も生徒は3日後に多臓器不全で死亡した。</p> <p>当日の気温は約20度。湿度は85~95%と蒸し暑かった。</p>							
特記事項								
データベース	1.日経テレコン 21 2.ヨミダス文書館 3.聞蔵 4.毎日新聞	検索日	2008年11月22日（土）					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>日本経済新聞 2003年8月27日 夕刊 21ページ</p> <p>読売新聞 2005年10月20日 東京朝刊 仙台 35頁</p> <p>読売新聞 2006年9月5日 東京朝刊 仙台 31頁 p 236</p> <p>朝日新聞 2005年10月20日 朝刊宮城全県・1地方 27頁</p> <p>朝日新聞 2003年8月28日 朝刊 宮城 1 33</p> <p>毎日新聞 2005年10月20日 地方版／宮城 21頁</p>							

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 热中症事例報告書

番号	20040727						
発症日時	2004年7月27日 11:50ごろ		気温	31.5°C			
発生場所	愛知県一宮市						
氏名	佐藤崇明	性別	男	年齢	14		
学校	市立北部中学		学年	2年生			
部活	ハンドボール練習中						
病名	熱中症による多臓器不全						
概要	ハンドボール部の練習中に熱中症で倒れ、約1カ月後に多臓器不全で死亡した。						
詳細	<p>練習が始まって約3時間後、30分間走について行けず、休んでいたが、続く40メートルダッシュの際、生徒の速度が遅くなつたため、顧問の教諭が教諭が「休んだらどうだ」などと声をかけたところ生徒は「大丈夫です」と答えたものの、突然倒れたという。氷などで体を冷やし、学校の向かいにある一宮市民病院に運んだが、意識不明の重態に陥り、約1カ月後の8月26日、熱射病による多臓器不全で死亡した。</p> <p>顧問は簡易テントを設置してグランドに日陰を確保したりする安全面の配慮を欠いていた、また、佐藤君は肥満体型でもあり、教師らは熱中症にならないよう十分注意する必要があった。</p> <p>市側は「同じような運動をしていた生徒の中で、崇明さんだけが熱中症になったのでは体格が原因。<u>休憩や給水を申し出ておらず、市に責任はない</u>」と反論していた。</p> <p>事故当日は正午の気温が31.5度の真夏日で、学校側には教育委員会からの注意文書が届いていた。</p>						
特記事項							
データベース	1.日経テレコン 2.ヨミダス文書館 3.蔵 4.毎日 News パック	検索日	2008年11月22日（土）				
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>日本経済新聞社 2007年9月26日 名古屋夕刊 36ページ</p> <p>日本経済新聞社 2007年1月6日 名古屋朝刊 21</p> <p>日本経済新聞社 2006年1月13日 名古屋朝刊 21</p> <p>読売新聞 2007年10月23日 中部朝刊 中2社 32ページ</p> <p>読売新聞 2006年1月13日 中部朝刊 社会 29ページ</p> <p>読売新聞 2004年9月3日 中部朝刊 社会 31ページ</p> <p>朝日新聞 2007年9月26日 朝刊 2社会 26</p> <p>毎日新聞 2007年9月26日 中部夕刊 7ページ 社会面</p>						

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 熱中症事例報告書

番号	20050802							
発症日時	2005年8月2日 16時30分		気温	30℃				
発生場所	兵庫県淡路市							
氏名	永原佑紀	性別	男	年齢	13			
学校	神戸市立御影中	学年	1年生					
部活	柔道部							
病名	熱中症が原因とみられる急性心不全(高体温症による臓器障害)							
概要	柔道部合宿中、体調不良を訴えるが、顧問・副顧問の2名は救護措置を取らず、体罰を加えた。永原君は同日夜、ホテルの風呂場で倒れ、搬送先の病院で翌日未明死亡。体罰と死因の因果関係は無い。							
詳細	<p>永原君は淡路市での柔道部合宿2日目に「頭が痛い」など再三体調不良を訴えたが、顧問・副顧問の2名は水分も休憩も取らせなかった。「だらだらするな。とにかく頑張れ」と言って練習を続けさせた。</p> <p>神戸海洋気象台によると、永原君らが練習していた市立武道館から近い兵庫県洲本市の最高気温は31.3度で、9時～20時頃まで気温は常時30度以上だった。武道館に冷房は入っていなかった。</p> <p>顧問らは永原君が嘘をついていると決めつけ、練習後は宿泊先ホテルのロビーに正座させ、「気合が入っていなかった」などと叱り、顔を平手でたたいたり、胸と腹を蹴ったりした。</p> <p>夜、永原君はホテル風呂場で倒れ、搬送先の病院で翌日未明死亡した。司法解剖の所見は「外傷はなく、体罰と死亡の因果関係はみられない」としている。練習中に疲労を訴えたり、救急隊が駆けつけた際にけいれんを引き起こしたりしたことから、熱中症(高体温症による臓器障害)が原因と特定。</p>							
特記事項								
データベース	1. 毎日 News パック 2. 聞蔵 3.日経テレコン	検索日	2008年11月22日（土）					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	<p>毎日新聞 2005年8月3日 大阪夕刊 1ページ、11ページ</p> <p>毎日新聞 2005年8月4日 大阪朝刊 27ページ</p> <p>毎日新聞 2005年8月4日 大阪夕刊 11ページ</p> <p>毎日新聞 2005年8月5日 兵庫 25ページ</p> <p>毎日新聞 2005年8月17日 大阪朝刊 27ページ</p> <p>毎日新聞 2008年3月12日 大阪夕刊 8ページ</p> <p>朝日新聞 2005年8月5日 神戸・1地方 24ページ</p> <p>朝日新聞 2008年3月12日 夕刊 15ページ</p> <p>日本経済新聞 2006年12月19日 大阪朝刊 16ページ</p> <p>日本経済新聞 2007年7月26日 大阪朝刊 16ページ</p> <p>日本経済新聞 2008年3月12日 大阪夕刊 19ページ</p>							

新聞（朝日・産経・日経・毎日・読売）と判例（判例大系）からみた 热中症事例報告書

番号	20051001							
発症日時	2005年10月1日20時30分		気温	21.7°C				
発生場所	京都府京田辺市							
氏名	奥瀬翔人	性別	男	年齢	13			
学校	(少年野球チーム所属)	学年	2年生					
部活	(野球)							
病名	熱中症による多臓器不全							
概要	試合敗戦のペナルティーとして課された約3時間の猛練習中に倒れ、搬送先の病院で翌日死亡。							
詳細	<p>奥瀬君は京都府宇治市で行われた少年野球大会に出場。午前9時20分の初戦は一塁手、午後0時50分からの2回戦は一塁手、投手として出場したが、チームは敗退した。試合後、総監督はチームの約20人に對し、「ペナルティーをする」と言い、京田辺市木津川の河川敷グラウンドに移動、午後5時30分から練習を開始した。</p> <p>ストライクが連続10球入るまでの投球練習(1時間)、20m走100本、30m走100本をこなした後、長さ8mの土手斜面を利用した坂道ダッシュ300本をしていたが、奥瀬君は約200本目に入った午後8時半頃に倒れた。<u>意識がなく、総監督や保護者がお茶を飲ませたり、身体をマッサージしたりするが回復せず、約30分後、保護者の1人が119番</u>。倒れてから約1時間15分後に病院へ搬送されたが、翌日死亡。死因は熱中症による多臓器不全。</p> <p>京都地方気象台によると、当日の京田辺市の最高気温は28.2°Cで、平年に比べ約4°C高かった。午後8時は21.7°C。</p> <p>総監督は30年以上、少年野球と関わり、「ペナルティー」として午後11時頃まで練習することもあったという。</p>							
特記事項								
データベース	1. ヨミダス文書館 2. 聞蔵	検索日	2008年11月22日(土)					
関連記事 (可能な限りすべて記載)	読売新聞 2005年10月7日 東京朝刊 39ページ 読売新聞 2005年10月7日 大阪朝刊 39ページ 読売新聞 2005年12月28日 大阪夕刊 12ページ 読売新聞 2006年3月9日 大阪朝刊 37ページ 読売新聞 2007年3月7日 大阪朝刊 39ページ 読売新聞 2007年3月8日 大阪夕刊 38ページ 読売新聞 2007年10月20日 大阪朝刊 38ページ 読売新聞 2008年4月1日 大阪朝刊 38ページ 朝日新聞 2006年4月29日 京都市内・1地方 32ページ 朝日新聞 2007年3月8日 京都市内・1地方 24ページ 朝日新聞 2007年10月20日 大阪朝刊 32ページ							